

地域子ども・子育て支援事業の取組予定

市町村における実施状況及び取組計画

「地域子ども・子育て支援事業」に取り組む予定の市町村数は次のとおりです。

実施事業	H25	H27	H28	H29	H30	H31
利用者支援事業	—	11	14	16	16	16
地域子育て支援拠点事業	38	39	40	41	42	42
乳児家庭全戸訪問事業	43	45	45	45	45	45
養育支援訪問事業	21	30	30	30	30	30
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	17	22	22	24	25	25
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	13	16	16	17	17	17
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	27	27	29	31	31	31
一時預かり事業	41	42	42	42	42	42
延長保育事業	42	42	42	42	42	42
病児保育事業	26	34	36	40	42	42
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	41	42	42	42	42	42

- ・「利用者支援事業」は、コーディネーターによる子育て情報提供や相談助言等を行うもので、実施予定団体数は16市町村となっているが、本事業によらず市町村職員が通常業務として対応したり、「地域子育て支援拠点事業」を活用して実施するなど、全ての市町村で情報提供や相談助言等が実施される予定。
- ・「養育支援訪問事業」は、「乳児家庭全戸訪問事業」等により把握した養育支援が特に必要とされる家庭を対象に、居宅において相談支援や育児・家事支援を行うもので、計画上、実施を予定していない団体でも、必要が生じれば本事業の活用も含めて対応される予定。また、「ショートステイ」「トワイライトステイ」は、家庭での養育が困難になった場合に児童養護施設等で一時的に養育するものであり、実施を予定していない団体でも、必要が生じた時点で対応される予定。
- ・「ファミリー・サポート・センター」は、子どもの一時預かり等の援助を受ける者と提供する者を会員登録し、相互援助活動の連絡調整を行う事業であるが、会員登録の困難さなどがあり、本事業の実施を予定していない団体では、一時預かり事業等他の事業を活用して対応される予定。
- ・「地域子育て支援拠点事業」「放課後児童クラブ」については、3団体が未実施となっているが、類似の事業により代替して実施される予定。
- ・「一時預かり事業」「延長保育事業」の未実施3団体については、ニーズがなく実施されない予定。
- ・「病児保育事業」については、ニーズが少ないことから3団体が未実施となっているが、必要となった場合に備えて、今後近隣市町村との広域連携等の取組み協議を進める予定。